

東京外かく環状道路に係る 三鷹市の取り組みについて

三鷹市の具体的意見(10分類42項目)



三鷹市の取組み経過(1)

- 平成18年 1月 三鷹市域の環境保全とまちづくりについて(質問書)
- 3月 東京外かく環状道路計画に関する三鷹市の基本的な考え方を策定
- 4月 国・都へ東京外かく環状道路計画に関する三鷹市の要望書
- 6月 都市計画変更案及び環境影響評価準備書の縦覧(説明会)
- 10月 環境影響評価書準備書の三鷹市長の意見を東京都へ提出
- 10月 沿線区市長による共同声明及び担当部長による要望書
- 11月 都市計画変更案に係る三鷹市の意見を「意見書(素案)」としてまとめ、説明会を3回開催、市民意見の募集を行う

三鷹市の取り組み経過(2)

平成19年 1月 東京都へ都市計画変更に係る三鷹市の意見書を提出(42項目)
国及び東京都に要望書を提出

<意見書(42項目)等の総括的意見>

広域的な視点での外環道路の必要性は認めるとともに、都市計画の変更により影響を少なくしたことは一定の評価を行うものであるが、市内には、ジャンクション、インターチェンジ及び2ヶ所の換気所が計画されるなど、外環計画が三鷹地域へ与える影響が極めて大きいものがある。

周辺地域の環境や交通など、まちづくり対策には、未だ市民の懸念が払拭されるような具体的な対応策が示されておらず、現段階では事業着手まで容認するものではない。

三鷹市はじめ沿線区市から出された課題や問題点について、誠意をもって解決に当たり、地域住民との合意形成を十分に図ることを要望する。

平成19年 2月 三鷹市の要望書に対して、国・東京都からの回答

3月 自治基本条例に基づく住民投票の実施を求める請求書が提出
され(1万316人の署名)、市議会は審議した結果、これを否決

4月 本線を地下方式とする都市計画変更が決定

12月 国土開発幹線自動車道建設会議において基本計画が了承

外環計画に関する住民投票請求(1)

平成19年1月12日 東京都へ都市計画変更に係る三鷹市の意見書を提出

平成19年2月28日 三鷹市の要望書に対して、国・東京都からの回答

平成19年3月 9日 「国・東京都が計画している外郭環状道路計画に対する三鷹市の最終意見を市民全体の意思確認で表明するため」の住民投票の実施を求める請求書が、三鷹市自治基本条例に基づいて提出される。

住民投票請求の要旨

「三鷹の環境と市民生活を害さないという保障が不明確なまま、現在の外環計画に市が同意すること」の賛否を「住民投票」で問い、その結果に基づいて市の態度表明を行うことを請求する。

外環計画をめぐる主な不安と疑問は、

インターチェンジ、ジャンクションの建設により、農地を含む広大な緑地と市民に親しまれているグラウンドなどの施設が失われ、「緑と水の公園都市」像が失われる。

車の排気ガスが2ヶ所の換気所から飛散し、大気が汚染され、呼吸器疾患が深刻化する。

地下水の枯渇・汚染、土地の隆起や地盤沈下など地下環境の影響が予測される。

車が市内に流入することによる環境悪化、生活道路での交通事故増加が市内全域に広がる可能性が高い。

外環計画に関する住民投票請求(2)

平成19年3月16日 東京都都市計画審議会で諮問

平成19年3月28日 市長は、住民投票実施請求者から提出された住民投票条例案に意見を付けて、議案として市議会に送付。

平成19年3月29日 市議会は、審議した結果これを否決(賛成少数)

住民投票条例案に付けた市長意見

都市計画変更に係る東京都へ提出した意見書について、市民への説明会、都市計画審議会など様々な機会により多くの市民意見を聴きながらまとめたことから、改めて住民投票を行う必要がない。

この意見書提出の取組みは、法制度のもとで正当な手続きとして行われたもので、既に正式な意見書として合法的に提出済みのものを、遡って無効とすることは、市政を混乱させるものであり、国・東京都と三鷹市の信頼関係を損なうものである。

既に沿線市区の意見書も提出され、東京都の都市計画審議会の審議も終了した段階において、住民投票を実施しても都市計画変更に影響を与えることはできない。

意見書の4つの柱と10分類

都市計画変更案件等の前提

- 1 市のまちづくりへの全面的協力
- 2 環境影響評価準備書に対する意見書への真摯なる対応

インターチェンジ周辺域の環境変化への対応

- 6 コミュニティの分断対策と周辺まちづくりの推進
- 7 インターチェンジ周辺の都市計画道路等の整備
- 8 インターチェンジ周辺域の市内の環境変化への対応

外環本線及びジャンクション部の整備に関する要望

- 3 外環本線の安全性の確保と環境負荷の低減努力
- 4 ジャンクション上部の高環境の創出
- 5 換気所の設置による環境悪化への対応

都市計画変更後のその他の課題

- 9 国及び都における総合的施策の推進
- 10 都市計画から事業着手へと至る過程についての市としての考え方

都市計画変更案検討の前提

1 市のまちづくりへの全面的協力

1 - (1) 三鷹市とのまちづくり推進体制の確立__ …… ①

1 - (2) 市民参加、市民との協働手法の積極的採用__ …… ②

(1)、(2)の具体的意見へ

2 環境影響評価準備書に対する意見書への 真摯なる対応

2 - (1) 環境対策の複数案検討と対策による効果
の明確化__ …… ③

2 - (2) 深層地下水の水質汚濁と水枯れ防止策の実施 ④

(1)、(2)の具体的意見へ

2 - (3) 工事による環境に与える影響についての対策… ⑤

2 - (4) 農作物への光害の影響検討__ …… ⑥

(3)、(4)の具体的意見へ

外環本線及びジャンクション部の整備に関する要望

(1/3)

3 外環本線の安全性の確保と環境負荷の低減努力

- 3 - (1) 災害時における構造物本体の安全性の確保 7
- 3 - (2) 中央ジャンクション部の防災拠点化や救急対応の実施 8
- 3 - (3) 環境施設帯の十分なる確保 9
..... (1)、(2)、(3)の具体的意見へ
- 3 - (4) 具体的な騒音対策について 10
- 3 - (5) 東八道路からインターチェンジへ入る構造についての協議・検討 11
..... (4)、(5)の具体的意見へ
- 3 - (6) ジャンクション周辺的生活道路分断や工事車両に対する
安全・安心対策 12
- 3 - (7) 工事車両等の市内への流入対策 13
..... (5)、(6)の具体的意見へ

外環本線及びジャンクション部の整備に関する要望 (2/3)

4 ジャンクション上部の高環境の創出

- 4 - (1) 掘割部の蓋掛け構造による有効利用__ 14
- 4 - (2) 地上構造部の意匠等の周辺環境との調和__ 15
..... (1)、(2)の具体的意見へ
- 4 - (3) 環境施設帯の景観面からの配慮__ 16
- 4 - (4) 環境施設帯・ジャンクション部を活用した遊歩道の整備__ 17
- 4 - (5) 河川ルート確保と親水公園等の整備__ 18
..... (3)、(4)、(5)の具体的意見へ

外環本線及びジャンクション部の整備に関する要望

(3/3)

5 換気所の設置による環境悪化への対応

5 - (1) 窒素酸化物・浮遊粒子状物質等削減のための最新技術
の適用…………… 19

5 - (2) 換気所の安全性、騒音・振動、風害等の影響検討…………… 20
…………… (1)、(2)の具体的意見へ

5 - (3) 換気所施設整備におけるまちづくりへの配慮…………… 21

5 - (4) 適正な維持管理…………… 22
…………… (3)、(4)の具体的意見へ

インターチェンジ周辺域の環境変化への対応(1/3)

6 コミュニティの分断対策と周辺まちづくりの推進

- 6 - (1) 外環の上部空間や周辺地域における施設整備の検討__ … (23)
- 6 - (2) 協働による農地の再編や地域の再編策等の推進__ …… (24)
- 6 - (3) 分断される道路の機能補償__ …… (25)
(1)、(2)、(3)の具体的意見へ
- 6 - (4) ライフラインの機能補償__ …… (26)
- 6 - (5) 移転に対する十分な補償と生活再建への支援__ …… (27)
(4)、(5)の具体的意見へ
- 6 - (6) 営農を継続するための対策検討__ …… (28)
- 6 - (7) 外環ルートと仙川に囲まれた地域での総合的な対策__ …… (29)
(6)、(7)の具体的意見へ

インターチェンジ周辺域の環境変化への対応(2/3)

7 インターチェンジ周辺の都市計画道路等の整備

7 - (1) 市が当面整備を求めない都市計画道路及び区間
について…………… 30

7 - (2) 三鷹3・4・13号線の早期整備に向けた財政的支援 31
…………… (1)、(2)の具体的意見へ

7 - (3) 地上部街路「外環ノ2」への適切な対応…………… 32
…………… (3)の具体的意見へ

インターチェンジ周辺域の環境変化への対応 (3/3)

8 インターチェンジ周辺域の市内の環境変化 への対応

8 - (1) 総合的な交通規制の確立 33

8 - (2) 生活道路等の車両の規制や安全対策 34
..... (1)、(2)の具体的意見へ

8 - (3) バスルートの確保 35

8 - (4) 環境の監視体制の確立 36
..... (3)、(4)の具体的意見へ

都市計画変更後のその他の課題

9 国及び都における総合的施策の推進

- 9 - (1) 総合推進組織・窓口の設置 (37)
- 9 - (2) 総合的な交通施策の推進 (38)
- 9 - (3) 石油燃料に依存しない自動車の普及 (39)
..... (1)、(2)、(3)の具体的意見へ
- 9 - (4) 料金体系の是正 (40)
- 9 - (5) 未整備のランプの整備 (41)
- 9 - (6) 供用開始について (42)
..... (4)、(5)、(6)の具体的意見へ

10 都市計画から事業着手へと至る過程 についての市としての考え方